

貸借取引参加者  
代表者 殿

日本証券金融株式会社  
代表執行役社長 櫛田誠希

㈱CAICAの新株予約権無償割当てに伴う貸借取引の権利処理について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、㈱CAICAは、2020年8月11日現在の同社株主に対して、普通株式1株につき1個の割合にて同社新株予約権を無償で割当てることとしておりますが、貸借取引における当該権利の処理につきましては、「貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領」（以下「権利処理要領」という。）に基づき東京証券取引所（以下「東証」という。）およびPTS運営者と協議のうえ、下記のとおり実施することといたしましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

I. 新株予約権の無償割当てに伴う権利処理について

1. 新株予約権が割当てられる銘柄および割当基準日等<sup>(注1)</sup>

銘柄 (コード)	売買単位	割当基準日	新株予約権の割当	行使価額	最低引受株数 (親株ベース)
㈱CAICA (2315) <sup>(注2)</sup> 東京証券取引所市場分 貸借銘柄 PTS分 貸借融資銘柄	100株	8月11日(火)	㈱CAICA株式1株 につき新株予約権1個 <sup>(注2)</sup>	1個につき16円	100株

(注) 1. 新株予約権の詳細につきましては、㈱CAICA発表の各資料に記載されておりますので、適時開示情報閲覧サービス等でご確認ください。

2. 引受申込においては㈱CAICA株式の銘柄コード(2315)を使用し、権利入札申込においては㈱CAICA第1回新株予約権の銘柄コードを使用してください。

(当該新株予約権の銘柄コードが未定のため、入札株数通知時に改めてご連絡いたします。)

2. 融資利用貸借取引参加者の新株予約権引受申込み 8月6日(木)午後4時より  
日証金ネットの「新株引受申込」画面から、取引所区分毎に、申込株数が融資株数の範囲内かつ最低引受株数の整数倍となるようにお申込み下さい。

3. 入札の場合の発表日時 8月7日(金)午前8時30分  
入札個数は、日証金ネットの「権利入札株数照会」画面および東証Target内日証金サイトによりご案内いたします。なお、買入札となりました場合には、同日午前10時過ぎに発表いたします。

4. 入札日時および方法                      8月7日（金）午前11時30分～午前11時50分（時間厳守）  
日証金ネットの「権利入札申込」画面または「権利入札申込アップロード」画面から、取引所区分「東証」でお申込み下さい。

5. 入札の申込み個数                      新株予約権 100 個（日証金ネットの画面上は 100 株）の整数倍でお申込みください。

6. 入札値段の申込み単位                  10 銭

7. 入札値段の取扱いについて

本件の入札対象は東証に上場（予定）される新株予約権ですが、入札実施時点においては非上場であることなどから、原則として、入札日午前立会における(株)C A I C A普通株式の最終価格（気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。以下「最終価格」という。）から普通株式1株を取得するための行使価額（16 円）を控除した価格（以下「入札基準値段」という。）の上下一定の範囲内<sup>※1</sup>の値段による入札を採用することといたします。ただし、東証および PTS 運営者と協議のうえ、応札不足となる場合は当該範囲外の値段であっても入札を採用することがあるほか、不相当と認められる場合には当該範囲内であっても入札を除外することがあります。<sup>※2</sup>

※1 入札基準値段より最終価格の 7%を差し引いた価格（0.1 円以下となる場合は 0.1 円）を下限とし、入札基準値段に最終価格の 7%を上乘せした価格（1 円以下となる場合は 1 円）を上限とします。

※2 非整数倍の株式分割にかかる権利入札におきましては、原則として、入札日午前立会の最終価格の上下 7%の範囲内の値段による入札を採用することとしております（2005 年 12 月 9 日付社発第 T-765 号参照）。

8. 入札によって全個消化しなかった場合の特別な取扱いについて

上記 4. による入札後の不足個数について、再入札を行います（再入札の受付時間は当日別途ご通知いたしますが、株式の再入札に比べて遅くなる場合がございます。）。また、再入札によっても全個消化しなかった場合の取扱いについては下記のとおりといたします。

<売入札の場合>

再入札後の不足個数については、東証および PTS 運営者と協議のうえその処理方法および処理価額を決定しますが、当該協議により決定される処理価額は、入札基準値段から乖離する可能性があります。

<買入札の場合>

(1) 再入札後の不足個数について、上記 7. による入札上限値段により落札があったものとし、当該処理に係る個数および価額を「権利処理要領（別表）権利処理価額算出に関する表」の第 2 項に定める計算式の落札株数および落札総代金に加算し、権利処理価額を算出いたします。

(2) 品貸採用先に対しては、入札により取得した新株予約権につきましては、当該新株予約権の振替を行います。不足個数分については、新株予約権の振替に代え上記 7. による入札上限値段による金銭処理といたします。

9. 新株予約権引受・落札代金払込日    8月12日（水）

10. 新株予約権の受渡日

8月12日(水)

ただし、(株)日本証券クリアリング機構においてフェイルが発生した場合には、割当基準日の翌々営業日(8月13日)以後となることがありますので、ご注意ください。

II. 新株予約権の無償割当てに係る代用有価証券の取扱いについて

担保として差入中の上記I.に記載の銘柄については8月11日(火)までに引き出して下さい。なお、担保としての受け入れは、翌営業日の8月12日(水)より再開いたします。

以 上